

**大和高田市立浮孔保育所
給食調理業務委託
プロポーザル実施要領**

令和 7 年 6 月

**大和高田市立浮孔保育所給食調理業務委託
事業者選定プロポーザル審査委員会**

大和高田市立浮孔保育所給食調理業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

大和高田市立保育所及びこども園の給食は、6 保育所及び2 こども園で自園方式により実施しています。このうち、浮孔保育所は直営で給食調理業務を実施してきましたが、慢性的な人員不足により民間委託する運びとなりました。つきましては、給食調理業務の委託を行うに当たり、複数の事業者から最新の知識と技術、更に豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大和高田市立浮孔保育所給食調理業務事業者選定プロポーザル審査委員会」により審査を行った上で、保育所給食の意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行います。

2 業務の概要

(1) 事業名

大和高田市立浮孔保育所給食調理業務委託

(2) 履行場所

浮孔保育所

平日 128 食/日 土曜日 16 食/日

※食数については変動する場合があります。

(3) 委託の内容

「浮孔保育所給食調理業務委託仕様書」（別添1）のとおり。

(4) 委託期間

令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6ヶ月間

3 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 委託料の上限額（3年6ヶ月分合計）

浮孔保育所の給食調理業務を一括した金額

¥41,793,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の委託限度額	令和7年度（10月～3月）	¥5,970,400円
	令和8年度（4月～3月）	¥11,941,000円
	令和9年度（4月～3月）	¥11,941,000円
	令和10年度（4月～3月）	¥11,941,000円

5 選考

(1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、大和高田市立浮孔保育所給食調理業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による二段階審査（第1次審査、第2次審査において、評価項目ごとに得点化）を経て総合評価により優先交渉権者等を決定します。その後、優先交渉権者等の優先順位に従い、浮孔保育所給食調理業務委託仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により確定して当該業務の契約の締結予定者を決定するものです。

(2) 審査方法

ア 第1次審査として、提出された提案書を下記の評価基準に基づいて審査委員会が評価・採点することにより、第2次審査でヒアリングを行う上位3者以内の事業者を選定します。

なお、下記の優先順位の内容で比較し、参加者を選定します。

優先順位	比較内容
1	第1次審査に対する各委員による評価点の合計が高い者
2	見積もり額が最も安価な者
3	第1次審査の区分③に対する各委員による評価点の合計が高い者
4	第1次審査の区分②に対する各委員による評価点の合計が高い者
5	第1次審査の区分①に対する各委員による評価点の合計が高い者

イ 第2次審査として、第1次審査で選定された事業者を対象に審査委員会においてヒアリングを行い、評価基準の「⑤総合評価」として評価及び採点し、第1次審査の採点に加算し、各々の合計点を200点満点として採点することにより審査します。なお総評価点が6割に達しない場合は採択せず、再度公募を行います。

なお、下記の優先順位の内容で比較し、優先交渉権者の候補者を選定します。

優先順位	比較内容
1	第1次審査及び第2次審査に対する各委員により評価点の合計が高い場合
2	第2次審査に対する各委員による評価点の合計が高い場合
3	審査委員会により審査した結果、優先すべきと判断された者

ウ 提案者が1者のみの場合、審査・評価は実施しますが、総評価点が6割に達しない場合は採択せず、再度公募を行います。また、提案者がいない場合、再度公募を行います。

(3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

区 分	評 価 項 目	配 点
①経営基盤等	ア 事業者概要	20点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する 考え方	ア 保育所給食についての基本的な考え方	30点
	イ 円滑な業務遂行能力	
③運営体制	ア 雇用計画、資格・経験	40点
	イ 研修計画	
	ウ 安全衛生管理体制	
	エ 配置計画	
④経費の削減努力	ア 見積金額	40点
⑤総合評価（ヒアリングを含む。）		70点
合 計		200点

※審査委員会の委員1名当たりの配点です。

6 参加資格要件

- (1) 令和7年度の大和高田市物品指名登録業者であり、かつ、取扱品目を「給食」としているものとする。
- (2) 市が示す「浮孔保育所給食調理業務委託仕様書」（別添1）の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 保育所及びこども園（原則として公立）の給食施設での調理業務の受託実績が3年以上あり、かつ、現在も受託していること。（基準日 令和7年6月1日）
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省作成）」、「学校給食衛生管理基準（文部科学省制定）」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく保育所給食業務が可能であり、管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有する調理員の配置が可能であること。
- (5) 過去3年間（令和4年6月1日～令和7年5月31日）に、保育所及びこども園給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 保育所給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 契約時に市が認める保育所給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。

- (11) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成 21 年告示第 80 号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。

7 選定スケジュール

実施要領の公表・配布	令和 7 年 6 月 30 日（月）
説明会（現地見学を含む。）	令和 7 年 7 月 7 日（月）
質問の受付	令和 7 年 6 月 30 日（月）～7 月 9 日（水）
質問の回答	令和 7 年 7 月 11 日（金）
参加申請書及び提案書の受付期間	令和 7 年 7 月 16 日（水）まで
第 1 次審査（書類審査）による結果通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）
第 2 次審査（ヒアリング）	令和 7 年 8 月 13 日（水）
優先交渉権者の決定	令和 7 年 8 月下旬
大和高田市ホームページに選定結果公表	令和 7 年 8 月下旬
契約締結	令和 7 年 9 月上旬
業務開始	令和 7 年 10 月 1 日（水）

※日程については、変更となる場合があります。

8 実施要領等の公表・配布

- (1) 公表・配布日：令和 7 年 6 月 30 日（月）
- (2) 配布書類
- ・大和高田市立浮孔保育所給食調理業務委託プロポーザル実施要領（本文書）
 - ・浮孔保育所給食調理業務委託仕様書（別添 1）
 - ・現地見学参加申込書（様式第 1 号）
 - ・参加申請書（様式第 2 号）
 - ・誓約書（様式第 3 号）
 - ・提案書（様式第 4 号）
 - ・暴力団排除に関する誓約書（様式第 8 号）
- (3) 配布方法：**配布書類は、大和高田市ホームページからダウンロードしてください。**

9 現地見学

- (1) 日 時：令和 7 年 7 月 7 日（月）13 時から 16 時
- (2) 申込方法：**FAX により「現地見学参加申込書」（様式第 1 号）を令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 5 時までに提出して下さい。**

- (3) 場 所：浮孔保育所（大和高田市西三倉堂1丁目 13-14）

※参加人数は1事業者につき3名以内とします。

現地見学時は、上履きをご持参ください。

※多数の現地見学参加申込書の提出があった場合、園の都合により日程を調整させていただくことがあります。

※現地見学参加申込書の提出のあった事業者には、見学順・時間を連絡します。

10 質問の受付及び回答

- (1) この事業者の選定に関する質問の受付期間

ア 令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月9日（水）の午後5時まで

イ 質問内容を簡潔にまとめて、FAXにて保育幼稚園課（担当：貴島）までお送りください。（質問書の様式は任意です。FAXのみの受付とします。）

（FAX 0745-23-0415）※番号の間違いにご注意ください。

- (2) 回答

回答は、令和7年7月11日（金）までに順次FAXにて送信します。

11 応募申込み

このプロポーザルに応募する事業者は、以下の書類を提出して下さい。

- (1) 受付期間：令和7年6月30日（月）から同年7月16日（水）まで（土日を除く。）

- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで

- (3) 受付場所：大和高田市役所 福祉部 保育幼稚園課

- (4) 提出方法：直接持参

- (5) 提出書類：下記のとおり

※様式のないものは、任意様式で結構です。

※書類に不備がある場合は、失格とします。

ア 参加申請書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 提案書（様式第4号）

正本1部、副本（コピー可）13部

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）

オ 直近2か年の貸借対照表 1部

カ 直近2か年の損益計算書 1部

キ 会社案内等のパンフレット（コピー不可） 14部

12 第1次審査（書類審査）の結果通知

第1次審査の結果は、令和7年7月25日（金）に電話又はFAXで通知します。

1 3 第 2 次審査（ヒアリング）の実施

- (1) 実施日：令和 7 年 8 月 13 日（水） 午後 1 時 30 分（予定）
- (2) 実施場所：大和高田市役所 3 階 庁議室西（予定）
- (3) 提案時間：20 分以内（質疑応答の時間は、含みません。）
- (4) 説明者：3 名以内
- (5) 準備物：プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、
事業者側で準備してください。（スクリーンは、市が準備します。）

1 4 契約の締結

(1) 優先交渉権者の決定等

ア 審査委員会の評価順位が第 1 位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位者」という。）の順位を確定します。

イ 選定結果は、全ての参加者に簡易書留郵便により通知します。（様式第 5・6 号）

ウ イの通知（様式第 5 号）を受けた者は、その通知を受けた日から 5 日以内に「承諾・辞退届」（様式第 7 号）を提出してください。届出は、持参又は郵送に限ります。

エ 選定結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

(2) 仕様書等の確定の協議

審査委員会から優先交渉権者の確定の通知を受けた大和高田市長（以下「市長」という。）は、優先交渉権者と協議して仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。

※協議は、市長に代わり当該委託業務を所掌する保育幼稚園課の担当職員が行います。

(3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、保育幼稚園課の担当職員から別途ご連絡します。

- ① 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ② 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(4) 契約締結予定者の決定及び契約手続

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を市長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、保育幼稚園課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は、保育幼稚園課において行います。

(6) その他

ア 市が定める仕様書を基本とした業務を予定しているが、具体的な業務の実施にあたっては市との協議に基づいて実施するものとします。

イ 提出された書類等は、大和高田市情報公開条例（平成 10 年条例第 25 号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となります。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合は、提出書類に含めて文書により申し出ること。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とします。

1 5 留 意 事 項

- (1) 次に掲げる場合は、提案書の記載内容に関わらず失格とします。
- ア 提案書を提出期限までに提出しなかった場合
 - イ 市が示した委託料の上限額を超過した場合
 - ウ 提案の記載内容に虚偽がある場合
 - エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合
 - オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他市が作成したこの契約に関する事項全てを承諾したものとみなします。
- (3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。
- (4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできません。
また、理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- (5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、市が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。
- (6) 提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面（様式は任意です。）で提出してください。
市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱いはいたしません。

問 合 せ 先

〒 6 3 5 - 8 5 1 1 大和高田市大字大中 9 8 番地 4
大和高田市 福祉部 保育幼稚園課 (担当：貴島)
電 話：0 7 4 5 - 2 2 - 1 1 0 1 (内線 2 5 9 3)
F A X：0 7 4 5 - 2 3 - 0 4 1 5